

## 中原区役所行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱(14川総行革第6号)第7条第1項の規定に基づき、中原区役所行財政改革推進本部会議(以下、「区本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 区本部は、区が行財政改革に係る事項について、検討し、及び実施し、並びに実施項目の進行管理を行う。

### (組織)

第3条 区本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は区長を、副本部長は副区長をもって充てる。
- 3 本部員は、区役所の部長職並びに課長職をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、区本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (区本部長)

第5条 区本部長は、必要に応じ本部長が招集し、その議長になる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 区本部の庶務は、総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	補職名
本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	区民サービス部長
	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
	道路公園センター所長
	総務課長
	企画課長